

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報
【公表】

整理番号	11
契約番号	31農振財契第216号
件名	フォークリフトの購入
履行場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団 栽培漁業センター (東京都大島町元町字和泉99番5)
概要	○フォークリフト 1台 ・車重 1.75t～1.8t ・ガソリンエンジン 2,000CC以上 ・トルクコンバータ式 ・最大揚高 4,500mm以上 ・全長 3,300mm以下 ・フォーク長 920mm以上 ・全幅 1,100mm以下 (詳細は別紙仕様書のとおり)
納入期限	令和元9月30日
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない) ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者
格付	問わない
現場説明会	実施しない
入札予定日時	令和元年6月28日(金) 午前10時00分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 講堂(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	令和元年6月11日(火)から同年6月17日(月)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「平成31・32年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 上原 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0505 FAX 042-522-5397 HPアドレス: http://www.tokyo-aff.or.jp/
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 栽培漁業センター 【担当】 小林 住所 東京都大島町元町字和泉99番5 電話 04992-2-3461

仕 様 書

- 1 件 名 フォークリフトの購入
- 2 数 量 1 台
- 3 履 行 場 所 公益財団法人東京都農林水産振興財団 栽培漁業センター
東京都大島町元町字和泉 99 番 5
- 4 履 行 期 限 令和元年 9 月 30 日
- 5 支 払 条 件 検査完了後、適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内
- 6 仕 様
 - ・車 重 1.75t (又は 1.8t)
 - ・ガソリンエンジン 2,000cc 以上
 - ・トルクコンバータ式
 - ・最大揚高 4,500mm 以上
 - ・全 長 3,300mm 以下
 - ・フォーク長 920mm 以上
 - ・全 幅 1,100mm 以下
 - ・マスト高さ 2,200mm 以下
 - ・ヘッドガード高さ 2,200mm 以下
 - ・フォークシフト又は同等品
 - ・ノンパンクタイヤ (前後輪シングルタイヤ)
 - ・パワーステアリング
 - ・防錆仕様 (水産仕様)
 - ・車両の左右両側面に横書きで「東京都栽培漁業センター」の文字を入れる
 - ・納入場所までの海上・陸上運賃を含むものとする
- 7 入札等につ
いて 入札 (または見積書の提出) にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- 8 一 般 事 項 この契約について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、双方協議の上、定めるものとする。
- 9 環境により
良い自動車
利用につい
て 本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合で、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成 12 年東京都条例第 215 号)の規定に該当する場合は、次の事項を遵守すること。
(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

10 暴力団等排除に関する
特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

担当：公益財団法人東京都農林水産振興財団
栽培漁業センター 小林
東京都大島町元町字和泉 99-5
電話：04992-2-3461